

令和6年12月10日

お客さま 各位

いちい信用金庫
理事長 川口 敏男

「災害復旧ローン」の制定について

当金庫は、SDGsへの取組みの一環として、「災害復旧ローン」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

このローンは、当金庫営業地区において、災害救助法が適用された災害が発生した場合、または被害の規模が大きく災害救助法に準ずる自然災害と当金庫が判断した場合に取扱いを開始いたします。

当金庫は、金融仲介機能の提供だけにとどまらず、文化・教育・福祉・環境といった地域貢献活動にも力を注ぎ、持続可能な地域社会の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

1 商品概要抜粋

(1) 名称

「災害復旧ローン」

(2) 対象者

次の全てを満たす方

- ① 満18歳以上である方
- ② 安定継続した収入がある方
- ③ 当金庫営業地区内に居住またはお勤めの方
- ④ 災害救助法が適用された自然災害または災害救助法が適用されていないものの、当金庫営業地区における被害の規模が大きく同法に準ずる自然災害と当金庫が判断した自然災害により住宅、家財、自動車等に被害（家族の被害を含む）を受けた方
- ⑤ 保証会社の保証を受けられる方

(3) 資金使途

- ① 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が生活再建のために必要とする次の資金
 - ア 自動車関連資金
 - イ 教育関連資金
 - ウ 住宅・リフォーム関連資金
 - エ 医療費

才 その他物品購入・修理資金、サービス購入資金

② 申込人が必要とする生活資金

③ 申込人が当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換え資金

(4) 融資金額

1,000 万円以内

(5) 融資期間

3か月以上 15 年以内

(6) 融資利率

当金庫所定の変動金利

(7) 返済方法

毎月元利均等返済とし、ボーナス併用返済も可とする。

また、元金返済の据置を1年以内まで可能とする。ただし、資金使途が教育関連資金のみの場合は、卒業予定月まで据置可能とする。



本件に関するお問合せは、業務部まで
☎0586-75-6211